

2015年度 法科大学院
第3期既修者入学試験問題
4時限

民事訴訟法・刑事訴訟法
(短答式)

試験時間合計 60分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には受験番号および氏名の記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答番号は、必ず解答用紙の解答欄の一つずつ記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答番号はすべて無効とします。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 六法等の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいません。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民事訴訟法]

問1 管轄に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 財産権上の訴えは、義務履行地を管轄する裁判所に提起することができる。
2. 営業所を有する者に対する訴えは、その営業所の所在地を管轄する裁判所に提起することができる。
3. 不法行為に関する訴えは、不法行為があった地を管轄する裁判所に提起することができる。
4. 不動産に関する訴えは、不動産の所在地を管轄する裁判所に提起することができる。

問2 訴訟能力に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 成年被後見人は、法定代理人の同意があれば、相手方の提起した訴えについて訴訟行為をすることができる。
2. 未成年者は、独立して法律行為をすることができる場合であっても、法定代理人の同意がなければ、相手方の提起した訴えについて訴訟行為をすることはできない。
3. 被保佐人は、相手方の提起した上訴について訴訟行為をするときには、保佐人の同意を要する。
4. 被補助人は、訴訟行為をすることにつき補助人の同意を得ることを要する場合であっても、相手方の提起した上訴について訴訟行為をするときには、補助人の同意を要しない。

問3 訴えの提起に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 簡易裁判所においては、訴えは、口頭で提起することができる。
2. 簡易裁判所における訴えの提起においては、請求の原因に代えて、紛争の要点を明らかにすれば足りる。
3. 地方裁判所においては、訴えの提起による時効中断の効力は、被告に訴状が送達された時に生ずる。
4. 訴えの提起による時効中断の効力は、訴えの取り下げによって遡及的に消滅する。

問4 訴訟要件に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 裁判所は、訴訟要件の存否が明らかになる前に、原告の請求に理由があることが明らかになった場合であっても、請求認容判決をすることはできない。
2. 裁判所は、訴訟要件の存否が明らかになる前に、原告の請求に理由がないことが明らかになった場合であっても、請求棄却判決をすることはできない。
3. 裁判所は、被告からの申立てがなければ、訴訟要件の存否を調査することはできない。
4. 裁判所は、事実審の口頭弁論終結時を基準時として、訴訟要件の存否を判断しなければならない。

問5 当事者適格と判決に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 当事者適格を有しない者に対して下された本案判決が確定しても、その判決は無効であるから訴訟を終了させる効果は認められない。
2. 当事者適格を有しない者に対して下された本案判決は、上訴で取消することができる。
3. 当事者適格を有しない者に対して下された本案判決が確定すると、原則として再審は認められない。
4. 訴訟担当の場合、その担当者の受けた本案判決は、その者が真に担当適格（当事者適格）を有していた場合にのみ、権利・利益の本来の帰属主体にその効力が及ぶ。

問6 争点及び証拠の整理手続に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 裁判所は、受命裁判官に準備的口頭弁論を行わせることができる。
2. 裁判所は、弁論準備手続の期日において、証拠調べとして証人及び当事者本人の尋問を行うことができる。
3. 当事者は、口頭弁論において、弁論準備手続の結果を陳述しなければならない。
4. 裁判所は、相当と認めるときは、受託裁判官に書面による準備手続を行わせることができる。

問7 自由心証主義に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 自由心証主義は、弁論主義による訴訟においても職権探知主義による訴訟においても適用される。
2. 自由心証主義のもとでは、裁判官は、事実認定の推論過程で用いる経験則を自己の自由な判断で取捨選択できるのであるから、その取捨選択の当不当が上告理由になることはない。
3. 自由心証主義のもとでは、裁判官は、一方の当事者の主張事実を認定するため、その者の申請にかかる証拠調べの結果のみならず、相手方の申請にかかる証拠資料のなかにも証拠原因を求めることが許される。
4. 自由心証主義のもとでは、裁判官は、証拠調べの結果のほか、口頭弁論の全趣旨のなかにも証拠原因を求めることが許される。

問8 証拠調べに関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 弁論主義のもとでは、職権による証拠調べは禁止されている。
2. 裁判所は、口頭弁論期日以外の期日においては、証拠調べをすることができない。
3. 受命裁判官は、裁判所外においては、証拠調べをすることができない。
4. 裁判所は、当事者が期日に出頭しない場合においても、証拠調べをすることができる。

問9 判決の更正決定に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 判決の更正決定ができるのは、判決に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがある場合である。
2. 裁判所は、当事者の申立てがなければ、判決の更正決定をすることはできない。

3. 判決の更正決定は、当該判決の確定後でも可能である。
4. 判決に対して適法な控訴があったときは、当該判決の更正決定に対する即時抗告は許されない。

問 10 上訴に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 訴訟費用の負担の裁判に対しては、独立して控訴をすることができる。
2. 控訴裁判所は、第一審判決を相当とするときは、控訴を却下しなければならない。
3. 上告は、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があることを理由とするときも、することができる。
4. 上告の提起は、上告状を原裁判所に提出しなければならない。

(解答は全て解答用紙に記入すること)

[刑事訴訟法]

問1 逮捕及び勾留に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 被疑者を勾留するためには、同一事実について逮捕がなされていなければならない。これを逮捕前置主義という。
2. 逮捕・勾留の効力は、逮捕・勾留の基礎となっている被疑事実のみに及ぶと解する見解が有力である。これを事件単位の原則という。
3. 同一事実についての逮捕・勾留は、原則として一回しか行うことができないと解されている。
4. 逮捕・勾留の基礎となった事実以外のいわゆる余罪について、取り調べる余地を認める見解はない。

問2 検証に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 検証のために必要であっても、物の破壊を行うことは許されない。
2. 捜査機関の行う検証には、任意処分としての実況見分が含まれると解する見解が有力である。
3. 捜査機関の検証の結果を記載した書面については、無条件で証拠能力が認められる。
4. 逮捕の現場で、令状なしに検証することは認められていない。

問3 被疑者の権利に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 捜査機関が被疑者を取り調べる際には、黙秘権を告知しなければならない。
2. 捜査機関が被疑者を身柄拘束した際には、弁護人選任権を告知しなければならない。
3. 捜査機関は、捜査のために必要があるときは、被疑者と弁護人との接見につき、立会人を立てることができる。
4. 被疑者は、証拠保全の必要があるときは、裁判官に搜索、押収、検証などの処分を請求する権利がある

問4 公判前整理手続に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 公判前整理手続は、弁護人がなくとも行うことができる。
2. 公判前整理手続は、主張の整理を行うもので、証拠の整理を行うものではない。
3. 公判前整理手続は、証拠調べを行うものではない。
4. 公判前整理手続は、証拠開示を行うものではない。

問5 除斥・忌避・回避に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 除斥とは、裁判官がその事件と人的につながりがある場合などに、その裁判官を当然に職務の執行から排除する制度である。
2. 忌避とは、検察官又は被告人の申立てにより、裁判官に除斥原因がある場合や、不公平な裁判をするおそれがある場合に、その裁判官を職務の執行から排除する制度である。
3. 忌避の申立てがあったときは、忌避された裁判官自身が、直ちにその採否を決定しな

ければならない。

4. 回避とは、自己に忌避の原因があると思う裁判官が、自ら所属裁判所に申し立て、その決定により職務の執行から除かれる制度である。

問 6 証人尋問に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 被告人も証人になり得る適格があるとする見解に異論はない。
2. 証人は、自己が刑事訴追又は有罪判決を受けるおそれのある場合には、その事項につき証言を拒絶できる。
3. 証人は、宣誓の趣旨を理解することができない者であっても、宣誓の義務を負う。
4. 証人の宣誓は、証人尋問の終了後、直ちに行わなければならない。

問 7 証拠に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 刑訴法 317 条は、事実の認定は証拠によるとして、証拠裁判主義を定めている。
2. 証拠の分類として、人証・物証・書証に分け、書証を証拠書類と証拠物たる書面に分ける見解が有力である。
3. 刑訴法 318 条は、証拠の証明力は裁判官の自由な判断に委ねるとして、自由心証主義を定めている。
4. 刑訴法 319 条 2 項は、自白に補強証拠が必要である旨を定めているが、これは証拠裁判主義の唯一の例外である。

問 8 伝聞証拠に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 被告人の司法警察職員に対する供述録取書は、無条件で証拠能力を有する。
2. 捜査機関が作成した実況見分調書は、無条件で証拠能力を有する。
3. 商業帳簿、航海日誌その他業務の通常過程で作成された書面は、無条件で証拠能力を有する。
4. 裁判官の面前で第三者の供述を録取した書面は、無条件で証拠能力を有する。

問 9 違法収集証拠排除に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 最高裁判所の判例によれば、令状主義の精神を没却するような重大な違法があり、これを証拠として許容することが将来における違法な捜査の抑制の見地からして相当でないと認められる場合においては、その証拠能力が否定されるべきとされている。
2. 違法収集証拠排除法則は、憲法 31 条の適正手続の保障や、憲法 35 条の令状主義の精神と、共通の基盤を有すると解されている。
3. 違法収集証拠に基づいて収集された派生証拠も、毒樹の果実の理論によって、常に証拠能力が否定されると解されている。
4. 自白を獲得する過程に違法がある場合につき、任意性に疑いがあるか否かを問題にするのとは別に、違法収集証拠排除法則の適用を検討する見解もある。

問10 裁判に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 有罪判決においては、その理由として、罪となるべき事実、証拠の標目、法令の適用を示す必要があり、また、法律上犯罪の成立を妨げる理由となる事実等が主張されたときは、これに対する判断も示さなければならない。
2. 裁判所が無罪の心証を抱いた場合には、直ちに訴訟を打ち切る決定を行うべきであり、無罪判決を言い渡す必要はない。
3. 被告人が死亡し、又は被告人である法人が存続しなくなったときは、管轄違いの判決をしなければならない。
4. 確定判決を経たときは、公訴棄却の決定をしなければならない。

(解答は全て解答用紙に記入すること)